

奈良県教育委員会告示第十八号

奈良県社会教育センター条例（昭和五十八年三月奈良県条例第十五号）第八条第四項の規定により、奈良県社会教育センター研修施設（研修棟）の指定管理者を次のとおり指定した。

平成二十五年一月十八日

奈良県教育委員会委員長 松村佳子

一 指定管理者となる団体

橿原市醍醐町二九六番地の一

アスカ美装株式会社 代表取締役 森脇 信之

二 指定の期間

平成二十五年四月一日から平成三十年三月三十一日まで